

堺市消費者基本計画 平成 25 年度施策実施状況（抜粋）

○ 各施策の実施状況（学校教育関連抜粋）

≪ 2 消費者の自立の支援等 ≫

(1) 消費者啓発の推進

① 情報提供の推進

	施策名	担当課	25 年度実施内容及び今後の取組事項など
	施策の内容（計画記載）		
6	<p>啓発用資料の充実</p> <p>○ 消費生活における代表的なトラブル事例や消費者関連法規の改正などの情報を掲載した啓発冊子やパンフレット等の啓発資料を作成し、市民に広く配布します。また、啓発資料の配架場所の拡充を図ります。</p>	消費生活センター	<p>○ トラブル事例やその対処法等、消費生活に関するパンフレット等を作成・収集し、市民向けに配架・配布を行った。</p> <p>【主なパンフレット等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者向け啓発資料</li> <li>● 若年者向け啓発資料</li> <li>● 相談事例集</li> <li>● 関係省庁・団体作成資料 等</li> </ul> <p>【主な配架場所・配布先】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 消費生活センター</li> <li>● 各区役所</li> <li>● 公民館</li> <li>● 庁内関係部局</li> <li>● 消費者団体</li> <li>● 関係団体</li> <li>● 市内大学 等</li> </ul> <p>○ 引き続き、啓発資料の拡充を図るとともに、配架場所の拡充等、より効果的な配布方法を検討する。</p>
7	<p>情報コーナーの活用</p> <p>○ 消費生活センター情報コーナーにおいて、消費生活に関する行政資料、図書、雑誌、暮らしに役立つ情報や悪質商法に関するチラシの配架やパネル展示を行います。また、図書やビデオ、DVDの閲覧コーナーを設けるとともに、貸出も行います。</p>	消費生活センター	<p>○ 消費生活に関する資料の配架やパネル展示、図書やビデオ、DVDの閲覧・貸出を行うとともに、法改正や新たな消費生活上の課題に対応するため、配架資料や書籍等の充実を図った。</p> <p>【主な新規配架内容】</p> <p>[書籍] ● 消費生活関連法解説書 等</p> <p>[DVD] ● 賃貸住宅関係 等</p> <p>○ パンフレットや図書等、最新情報資料の整備を行い、情報コーナーの一層の充実を図る。</p>

③高齢者、障がい者、若年者等に対する啓発の推進

	施策名	担当課	25年度実施内容及び今後の取組事項など
	施策の内容（計画記載）		
3	出前講座の実施	消費生活センター	<p>○ 下記のとおり出前講座を実施し、消費者被害の未然防止を図った。</p> <p>【開催回数】 30回</p> <p>【参加者数】 1,848人</p> <p>【主な内容】 高齢者対象26回（1,167人）、障がい者対象1回（25人）、大学生対象1回（270人）、生涯学習講座受講生2回（386人）</p> <p>（※なお、出前講座としては、上記以外に、見守り活動を実施されている方々を対象に13回（415人参加）実施している。）</p> <p>○ 引き続き地域の集まり等において出前講座を実施し、消費者被害の未然防止を図る。</p>
	<p>○ 消費生活の複雑・多様化に伴い深刻化している消費者被害を未然防止するため、大学や地域の集まりなどにおいて出前講座を実施し、若年者や高齢者を重点的に啓発します。</p>		
4	啓発資料の充実等	消費生活センター	<p>○ 啓発チラシや冊子を作成し、各区役所等の市施設や市内大学等に配架するとともに、出前講座等における資料として使用。</p> <p>○ 引き続き啓発資料の充実を図るとともに、より効果的な活用方法を検討する。</p>
	<p>○ 庁内関係各課と連携し、高齢者、障がい者、若年者向けの啓発チラシや冊子などの啓発資料の充実や配架を図り、また、見守り情報の提供を推進します。</p>		

④環境に配慮した活動の推進

	施策名	担当課	25年度実施内容及び今後の取組事項など
	施策の内容（計画記載）		
3	環境教育推進事業	学校企画課 （計画策定時の表記は「学校企画担当」）	<p>●グリーンカーテン整備</p> <p>○25年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校31校、中学校11校、幼稚園4園 計46校園で実施した。</li> <li>・実施校では、環境教育指導計画を作成し、学習活動を実施した。</li> <li>・取組の様子は随時HPや学校便り等に掲載し、情報発信を行った。</li> <li>・平成25年9月24日（火）～10月6日（日）堺市役所高層館1階ロビーにて、「グリーンカーテン整備事業展示会」を実施した。事業実施に取り組んだ学校の気温測定の結果、</li> </ul>
	<p>○ 【環境教育プログラム実施】市内企業・大学等の協力も得ながら、環境と食・生物多様性・水等の関係性をテーマにプロジェクト型学習に取り組みます。</p> <p>○ 【エネルギー教育プログラム実施】太陽光発電システム設置校を対象にプロジェク</p>		

ト型学習に取り組みます。

- 【グリーンカーテン整備】ゴーヤ栽培によるグリーンカーテン作りに取り組みます。

栽培記録、児童生徒のグリーンカーテンに関する作文・絵画等を掲示した。

○今後の取組事項

- ・実施校の校種の幅を段階的に増やしていくとともに、各校で作成した環境教育指導計画に基づき、小学校低中学年の栽培体験活動、小学校高学年・中学校での総合的な学習の時間での体験活動、児童会・生徒会活動、委員会活動、支援学校での実施など、各学校の実態に応じて取り組む。

●環境教育プログラム

○25年度実施内容

- ・小学校5校で実施した。
- ・実施校では、「生物多様性」、「食と環境」、「防災」等をテーマにプロジェクト型学習を実施し、子どもたちに当事者意識を持って身近な環境問題に向き合う姿勢を育んだ。
- ・実施校は学習成果を校内発表で発表する他、平成26年2月15日（土）堺市産業振興センターで実施した「堺・子ども“ゆめ”フォーラム」において、広く市民に向けて発表した。

○今後の取組事項

- ・平成21年5月に策定した「堺市環境教育基本方針」に基づき、持続可能な開発のための教育「E S D (Education for Sustainable Development)」とキャリア教育の視点を取り入れた小中学校での環境教育を推進する。これまでの、エネルギー、水資源、地球規模の温暖化、異常気象、食糧問題等といった自然、生命に関するテーマにとどまらず、福祉、平和、開発、ジェンダー、子どもの人権、国際理解、貧困、識字、エイズ、紛争防止などを総合的に関連づけた幅広い視点から学習を展開し、子どもたちに主体的に環境保全に取り組む実践力を育む。またその成果は、校内発表の他、平成27年2月15日（日）実施の「堺・子ども“ゆめ”フォーラム」で広く市民に向けて発表する。

(2)消費者教育の推進

①学習機会の拡充

	施策名	担当課	25年度実施内容及び今後の取組事項など
	施策の内容（計画記載）		
2	専門的出前講座の実施	消費生活センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 実績なし</li> <li>○ 市内の各大学等に対し、講座の実施を働き掛ける。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ インターネット、建築、法律に関するものなど、専門的な内容の出前講座を、専門家や関係機関の講師を派遣して行います。</li> </ul>		

②消費者教育の内容の充実

	施策名	担当課	25年度実施内容及び今後の取組事項など
	施策の内容（計画記載）		
1	小学校家庭科及び中学校技術・家庭科（家庭分野）における消費者教育の実施	教育センター (計画策定時の表記は「教務担当」)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 教職員向けに、「契約についての知識」や「消費者トラブルについての事例と対処方法」に関する研修会を、消費生活センターと共催した。商品の選び方や情報の集め方、返品にあたっての注意等、契約の基本を学んだ。さらに、相談件数の多いオンラインゲームの高額請求についての事例を紹介し、トラブルに巻き込まれないための防止策と対処方法を学んだ。子どもたちの身の回りで起こっている消費者トラブルの実態を学び、その予防と問題解決のために、学校や家庭でどのような教育を実施すればよいか考える場とした。</li> <li>○ 小中学校の家庭科において、消費者教育をすすめる。</li> <li>○ 消費者教育は社会の変化と密接な関係があるので、指導法の研究をすすめる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学習指導要領改訂にともなって、「身近な消費生活と環境」が、小・中学校の家庭科の学習内容の改善点として示されたことに基づき、社会において主体的に生きる消費者をはぐくむ視点から、消費の在り方及び資源や環境に配慮したライフスタイルの確立をめざした消費者教育を推進します。</li> </ul>		
2	中学生向け啓発冊子の配布	消費生活センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市内中学校における家庭科授業用資料として、指導者や保護者とともに考える構成の消費者教育資料を配布。 【資料の主な内容】</li> <li>●具体的な事例を通じた契約の基本の解説</li> <li>●インターネット・携帯電話等の若者が陥りやすいトラブル事例の解説</li> <li>●トラブルに遭った時の対応方法 等</li> <li>○ 引き続き、市内中学校の授業用資料として、消費者教育資料を配布する。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中学生向けの啓発冊子を市内の中学校に配布する等、消費者教育用資料の充実を図ります。</li> </ul>		

3	教員に対する研修会の開催	消費生活センター	○ 消費者教育担当教員を対象に研修会を開催（詳細は下記）。		
	○ 学校における消費者教育を充実させるため、教員を対象に研修会を開催します。		テーマ及び講師	主な内容	参加者数
			自立した消費者の育成をめざして～買い物ってそういうこと！、オンラインゲーム無料の落とし穴～ (講師) 消費生活センター相談員	ロールプレイやグループディスカッションを交えた講座を行い、子どもたちが契約の基本やトラブルの防止策・対処方法を学習するための授業に役立てることを目的とする。	14人
			○ 引き続き、消費者教育担当者を対象に研修会を開催する。		